

大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

〔平成 19 年 7 月 26 日〕
〔大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 21 号〕

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）

第 2 章 実施機関における個人情報の取扱い（第 6 条－第 11 条）

第 3 章 個人情報の開示、訂正及び利用停止等

第 1 節 開示請求（第 12 条－第 24 条）

第 2 節 訂正請求（第 25 条－第 32 条）

第 3 節 利用停止請求（第 33 条－第 38 条）

第 4 節 是正の申出（第 39 条－第 41 条）

第 5 節 救済手続（第 42 条－第 44 条）

第 4 章 個人情報保護審議会（第 45 条－第 52 条）

第 5 章 雑則（第 53 条－第 58 条）

第 6 章 罰則（第 59 条－第 63 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。
- (2) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (3) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 情報提供等記録 番号法第 23 条第 1 項及び第 2 項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報で

あって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

(6) 実施機関 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び議会をいう。

(7) 本人 個人情報によって識別され、又は識別され得る特定の個人をいう。

(8) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを作成したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 実施機関が住民の利用に供することを目的として保有しているもの

イ 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（アに掲げるものを除く。）

(9) 国等 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。

(10) 事業者 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じる責務を有する。

（住民の責務）

第4条 住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する広域連合の施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報取扱事務の登録及び縦覧）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報の対象者の範囲

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の収集先

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関の規則（規程を含む。以下同じ。）で定める事

項

- 2 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、前項各号に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる事務については、適用しない。
 - (1) 大阪府後期高齢者医療広域連合の職員又は職員であった者に関する事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関するもの又はこれらに準ずるもの（職員の採用に関する事務を含む。）
 - (2) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するものを取り扱う事務
 - (3) 臨時に収集された個人情報を取り扱う事務
 - (4) 一般に入手し得る刊行物等を取り扱う事務
 - (5) 物品若しくは金銭の送付若しくは受領又は業務上必要な連絡の用に供するため、相手方の氏名、住所等の事項のみを取り扱う事務
- 4 第2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ同項の規定による登録をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始又は変更した日以後において当該登録をすることができる。
- 5 実施機関は、第2項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

（収集の制限）

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
 - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
 - (3) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (4) 出版、報道等により公にされているものから収集することが正当であると認められるとき。
 - (5) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会（以下この章及び次章において「審議会」という。）の意見を聴いた上で、本人から収集することにより、個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外のものから収集することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。
 - 4 実施機関は、本人から直接当該本人の個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ本人に対し、当該個人情報を取り扱う目的を明示するよう努めなければならない。
 - 5 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基

づくとき又は審議会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるときは、この限りでない。

- (1) 思想、信仰、信条その他心身に関する基本的な個人情報
- (2) 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報
(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、又は提供することが正当であると認められるとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために利用し、提供する場合で、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して、当該保有個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又は当該保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

3 実施機関は、法令等の規定に基づき提供する場合又は審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと当該実施機関が認める場合を除き、実施機関以外のものに対して、通信回線により結合された電子計算機（実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。）を用いて保有個人情報の提供をしてはならない。

（特定個人情報の利用の制限）

第8条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第8条の3 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の4 実施機関は、番号法第19条の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない

(適正な維持管理)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

2 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実にかつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的文化的価値を有する資料として保存する必要があるものについては、この限りでない。

(委託に伴う措置等)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から前項の事務の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(職員等の義務)

第11条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 個人情報の開示、訂正及び利用停止等

第1節 開示請求

(開示の請求)

第12条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）であって、検索し得るものの開示を請求することができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。ただし、当該開示請求が、当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められるときは、この限りでない。

(開示してはならない保有個人情報)

第13条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示してはならない。

(1) 開示請求をした者（前条第2項の規定により、未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）が本人に代わって開示請求する場合にあつては、当該本人をいう。以下「開示請求者」という。）以外の者に関する個人情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、一般に他人に知られたくないと望むこと

が正当であると認められるもの

(2) 法令等の規定により、開示することができない個人情報

(3) 法律又はこれに基づく政令の規定による明示の指示（地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。）により、開示することができない個人情報

（開示しないことができる保有個人情報）

第14条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報を開示しないことができる。

(1) 法人（国等を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の財産若しくは生活に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外開示情報」という。）を除く。）

(2) 広域連合の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の調査研究、企画、調整等を公正かつ適切に行うことに著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(3) 広域連合の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、交渉、渉外、争訟等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(4) 個人の指導、診断、判定、評価等の事務に関する個人情報であって、開示することにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの

(5) 開示することにより、個人の生命、身体、財産等の保護その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすと認められる個人情報

(6) 本人から開示請求がなされた場合において、開示することにより、本人の生命、身体、財産等を害するおそれのある個人情報

(7) 第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）から本人に代わって開示請求がなされた場合（同項ただし書に該当する場合を除く。）であつて、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのある個人情報

（部分開示）

第15条 実施機関は、保有個人情報に次に掲げる個人情報が記録されている部分がある場合において、その部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、その部分を除いて、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 第13条各号のいずれかに該当する個人情報

(2) 前条各号のいずれかに該当する個人情報で、当該個人情報が記録されていることによりその記録されている個人情報について個人情報を開示しないこととされるもの

(保有個人情報の存否に関する情報)

第16条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号に掲げる個人情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求の方法)

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人（保有特定個人情報にあっては、法定代理人又は本人の委任による代理人）であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求をしようとする者に対し、当該開示請求に係る保有個人情報の特定に必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、当該補正に必要な情報を提供するように努めなければならない。

(開示請求に対する決定等)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示を実施する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（第16条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による保有個人情報の一部を開示する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に次に掲げる事項を付記しなければならない。

- (1) 当該通知に係る決定の理由
- (2) 当該通知に係る保有個人情報が第15条各号に掲げる保有個人情報に該当しなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合にあっては、その期日

(開示決定等の期限)

第19条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第17条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、前項に規定する期限内に開示決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、同項に規定する期間を15日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅

滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、前条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（開示決定等の期限の特例）

第20条 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して30日（第17条第4項の規定により開示請求書の補正を求めた場合においては、これに当該補正に要した日数を加えた日数）以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行うれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限

- 2 開示請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。
- 3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が開示決定等をしないときは、開示請求者は、同号の残りの保有個人情報について開示しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（開示請求に係る事案の移送）

第21条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該開示請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者の意見の聴取等）

第22条 実施機関は、開示決定等を行う場合において、当該開示決定等に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下この条、第43条及び第44条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、あらかじめ第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を通知して、そ

の意見を書面により提出する機会を与えることができる。ただし、次項の規定により、あらかじめ第三者に対し、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない場合は、この限りでない。

- 2 実施機関は、開示決定をする場合において、例外開示情報に該当すると認められる第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとするときは、あらかじめ当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の表示その他実施機関の規則で定める事項を書面により通知して、その意見を書面により提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により意見を書面により提出する機会を与えられた第三者が当該機会に係る保有個人情報の開示に反対の意思を表示した書面（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、当該保有個人情報について開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、当該開示決定後直ちに、当該反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第23条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

- 2 前項の規定による保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が記録された行政文書が、文書、図画、写真又はスライドである場合にあっては当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付により、電磁的記録である場合にあってはこれらに準ずる方法としてその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の規則で定める方法により行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、保有個人情報が記録されている行政文書を開示することにより、当該行政文書が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、第15条の規定に基づき保有個人情報が記録されている行政文書を開示するときその他相当の理由のあるときは、当該行政文書を複写した物を閲覧させ、若しくはその写しを交付し、又はこれらに準ずる方法として実施機関の規則で定める方法により開示することができる。
- 4 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関の規則で定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他実施機関の規則で定める事項を申し出なければならない。
- 5 前項の規定による申出は、第18条第1項の規定による通知があった日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 6 第17条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

（開示請求等の特例）

第24条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

- 2 前項の開示請求をしようとする者は、第17条第2項の規定にかかわらず、自己が当

該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な資料で実施機関の定めるものを実施機関に提示しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の開示請求があったときは、第18条から第20条まで、第22条及び前条第1項の規定にかかわらず、直ちに開示するものとする。この場合において、保有個人情報の開示の方法は、前条第2項から第5項までの規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところによるものとする。

第2節 訂正請求

(訂正の請求)

第25条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する保有個人情報について、事実には誤りがあると認めるときは、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。

- 2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）があったときは、訂正につき法令等に特別の定めがあるとき、実施機関に訂正の権限がないとき、その他訂正しないことに正当な理由があるときを除き、当該誤りを訂正しなければならない。

- 3 第12条第2項の規定は、第1項の規定による訂正請求について準用する。

(訂正請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第26条 第16条の規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求の方法)

第27条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した訂正請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 訂正請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正を求める内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

- 2 訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する資料を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

- 3 第17条第2項から第4項までの規定は、訂正請求について準用する。

(訂正請求に対する決定等)

第28条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の当該訂正請求に係る部分（以下「被訂正請求部分」という。）の全部又は一部を訂正するときは、その旨の決定をし、速やかに当該決定に係る被訂正請求部分を訂正した上で、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、その旨及び当該訂正の内容を書面により通知しなければならない。

- 2 実施機関は、被訂正請求部分の全部を訂正しないとき（第26条において準用する第16条の規定により訂正請求を拒否するとき及び訂正請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

- 3 実施機関は、第1項の規定による被訂正請求部分の一部を訂正する旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第29条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第27条第3項において準用する第17条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、訂正請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、前条第2項の規定による被訂正請求部分の全部を訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（訂正決定等の期限の特例）

第30条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（1）この項の規定を適用する旨及びその理由

（2）訂正決定等をする期限

2 訂正請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が訂正決定等をしないときは、訂正請求者は、訂正しない旨の決定があったものとみなすことができる。

（訂正請求に係る事案の移送）

第31条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるときは、当該訂正請求の趣旨に反しない限りにおいて、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該事案に係る訂正決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第28条第1項の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行しなければならない。

（保有個人情報の提供先への通知）

第32条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（情報提供等記録の提供先への通知）

第32条の2 実施機関は、訂正決定に基づき実施機関が保有する情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止請求

（利用停止の請求）

第33条 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 第7条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定に違反して収集されたとき、第8条第1項の規定に違反して利用されているとき、又はこれらのおそれが著しいとき
当該保有個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条第1項若しくは第3項の規定に違反して提供されているとき、又はこれらのおそれが著しいとき
当該保有個人情報の提供の停止
- (3) 第9条第3項の規定に違反して保有されているとき、又はそのおそれが著しいとき
当該保有個人情報の消去

2 実施機関は、前項の規定による請求（以下「利用停止請求」という。）があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の同項各号に定める措置（以下「利用停止」という。）をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 第12条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。

（特定個人情報の利用停止請求）

第33条の2 何人も、実施機関に対し、自己を本人とする保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の条例又はこれに基づく規則の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき
当該保有特定個人情報の提供の停止

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求をすることができる。

(利用停止請求に係る保有個人情報の存否に関する情報)

第34条 第16条の規定は、利用停止請求について準用する。

(利用停止請求の方法)

第35条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 利用停止請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 利用停止の趣旨及び理由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第17条第2項から第4項までの規定は、利用停止請求をしようとする者について準用する。

(利用停止請求の決定及び通知)

第36条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の当該利用停止請求に係る部分（以下「被利用停止請求部分」という。）の全部又は一部の利用停止をするときは、その旨の決定をし、当該決定に係る被利用停止請求部分の利用停止をした上で、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、その旨及び当該利用停止の内容を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、被利用停止請求部分の全部の利用停止をしないとき（第34条において準用する第16条の規定により利用停止請求を拒否するとき、及び利用停止請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、その旨の決定をし、速やかに、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による被利用停止請求部分の一部の利用停止をする旨の決定又は前項の決定をした旨の通知をするときは、当該通知に当該決定に係る理由を付記しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第37条 前条第1項及び第2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第35条第2項において準用する第17条第4項の規定により利用停止請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項に規定する期間内に利用停止決定等を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、その期間を30日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、利用停止請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

3 第1項に規定する期間（前項の規定により当該期間の延長がなされた場合にあっては、当該延長後の期間）内に、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、前条第2項の規定による被利用停止請求部分の全部の利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

(利用停止決定等の期限の特例)

第38条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 利用停止請求者に対し前項の規定による通知をした場合には、当該通知に係る保有個人情報については、前条第3項の規定は、適用しない。

3 第1項第2号に規定する期限までに、実施機関が利用停止決定等をしないときは、利用停止請求者は、利用停止をしない旨の決定があったものとみなすことができる。

第4節 是正の申出

(是正の申出)

第39条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が現に保有している自己に関する保有個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定による申出（以下「是正の申出」という。）について準用する。

(是正の申出の方法)

第40条 是正の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所又は居所

(2) 是正の申出に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 是正の申出に係る保有個人情報の取扱いの内容及び是正を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関の規則で定める事項

2 第17条第2項の規定は、是正の申出をしようとする者について準用する。

(是正の申出に対する措置等)

第41条 実施機関は、前条第1項に規定する是正の申出があったときは、速やかに、必要な調査を行い、当該是正の申出に対する処理を行い、その内容（当該是正の申出の趣旨に沿った処理を行わない場合にあっては、その理由を含む。）を当該是正の申出をした者に対し、書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、是正の申出の内容を勘案して必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第5節 救済手続

(不服申立てがあった場合の手続)

第42条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定又は裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審議会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全

部を開示する旨の決定を除く。以下この号において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正決定等（被訂正請求部分の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る被訂正請求部分の全部の訂正をすることとするとき。

(4) 決定又は裁決で、不服申立てに係る利用停止決定等（被利用停止請求部分の全部の利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該不服申立てに係る被利用停止請求部分の全部の利用停止をすることとするとき。

（諮問をした旨の通知）

第43条 前条の規定による諮問(以下「諮問」という。)をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第44条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る保有個人情報の開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 個人情報保護審議会

（審議会の設置及び組織）

第45条 この条例の規定によりその権限に属するものとされた事項について、調査審議するため、大阪府後期高齢者医療広域連合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する重要な事項について、広域連合長の諮問に応じて調査し、又は審議するとともに、広域連合長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 審議会の委員は、学識経験者その他広域連合長が適当と認める者のうちから広域連合長が委嘱する。

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審議会の調査権限）

第46条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人

情報が記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示されている行政文書の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 諮問実施機関は、審議会から第1項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 第1項及び第2項に定めるもののほか、審議会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に対し、その意見を記載した書面（以下「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めること、その他の必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第47条 審議会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を陳述する機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、不服申立人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第48条 不服申立人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第49条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第46条第1項の規定により提示された行政文書について閲覧（当該行政文書が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第4項に規定する調査をさせ、又は第47条第1項の規定による不服申立人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第50条 不服申立人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）（当該意見書又は資料が電磁的記録である場合にあっては、閲覧等に準ずる方法として実施機関の規則で定める方法を含む。）を求めることができる。

（調査審議手続の非公開）

第51条 審議会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申等）

第52条 審議会は、諮問があった日から起算して60日以内に書面により答申するよう努めなければならない。

2 審議会は、前項の規定による答申をしたときは、同項の書面の写しを不服申立人及び参加人に送付しなければならない。

3 諮問実施機関は、審議会が第1項の規定による答申をしたときは、これを尊重して、

速やかに、当該答申に係る不服申立てに対する決定又は裁決をしなければならない。

- 4 諮問実施機関は、不服申立てがあった日から起算して90日以内に当該不服申立てに対する決定又は裁決をするよう努めなければならない。

第5章 雑則

(費用負担)

第53条 次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号の写しの作成及び送付（これらに準ずるものとして実施機関の規則で定めるものを含む。）に要する費用を負担しなければならない。

- (1) 開示請求をして、保有個人情報記録されている行政文書又はこれを複写した物の写しの交付（第23条第2項及び第3項の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受ける者
- (2) 第50条の意見書又は資料（これらを複写した物を含む。）の写しの交付（同条の実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの
- (3) 第8条第1項第1号の規定に基づき、実施機関が定めるところにより、保有個人情報の提供として行政文書等の写しの交付（これに準ずるものとして実施機関の規則で定める方法を含む。）を受けるもの

- 2 保有特定個人情報の開示請求において、実施機関は、経済的困難その他の特別な理由があると認めるときは、当該開示請求に係る手数料を減額し、又は免除することができる。

(苦情の処理)

第54条 実施機関は、現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

(他の制度との調整)

第55条 法令又は他の条例の規定により、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）以下この条において同じ。）の閲覧若しくは縦覧、謄本、抄本等に記録されている保有個人情報の写しの交付、保有個人情報の訂正又は利用停止をすることができる場合については、当該手続については、この条例の規定は適用しない。

(運用状況の公表)

第56条 広域連合長は、毎年1回、この条例の運用状況について取りまとめ、これを公表するものとする。

(適用除外)

第57条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（昭和22年法律第18号）第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法（昭和27年法律第148号）の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告（同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。）の徴集によって得られた個人情報

(委任)

第58条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が規則で定める。

第6章 罰則

第59条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第10条第2項の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報ファイル（保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成した行政文書をいう。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第60条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録された保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第61条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 第45条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則（平成19年条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に実施機関が行っている個人情報取扱事務については、第6条第2項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「現に行っているときは、この条例の施行の日以後遅滞なく」と読み替えて同項の規定を適用する。

（審議会委員の任期の特例）

3 この条例の施行後、最初に任命される審議会の委員の任期は、第45条第5項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則（平成27年条例第2号）

（施行期日）

この条例は、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月）から施行する。ただし、特定個人情報の提供の制限に関する規定は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日（平成27年10月）、情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日（平成29年1月）から施行する。